

京都市訓令甲第40号

文化市民局

建設局

区役所

京都市100万本植樹運動に係る樹木の寄附取扱規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

題名中「寄附取扱規程」を「寄付取扱規程」に改める。

第1条中「行なわれる」を「行われる」に、「寄附」を「寄付」に改める。

第2条第1項中「文化市民局市民生活部地域振興課」を「文化市民局市民生活部地域づくり推進課」に、「区役所区民部地域振興課」を「区役所区民部まちづくり推進課」に、「区役所支所区民部地域振興課」を「区役所支所区民部まちづくり推進課」に、「地域振興課等」を「地域づくり推進課等」に改め、同条第2項中「地域振興課等」を「地域づくり推進課等」に改める。

第3条中「地域振興課等」を「地域づくり推進課等」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部地域振興課)